訓練の成果を披露

〝消防団連合演習〟

六月二日、午前六時五十分、学校給食共同調理場から出火延焼中という想定のもと、月潟村消防団、白根地区消防署の消防車・積載車・救急車が出動し、消火作業や人命救助など、本番さながらの演習が行われました。

想定演習終了後、中学校グラウンドで点検やポンプ操法競技を実施、日ごろの訓練の成果を披露しました。その後、月潟市街地で力強い分列行進を行い、最後に消防団長から、「今回の演習の教訓を生かし、より一層、消防使命の遂行に尽力して参ります」と決意が述べられ、連合演習を閉会しました。

なお、小型ポンプ操法大会の結果は、左記のとおりです。

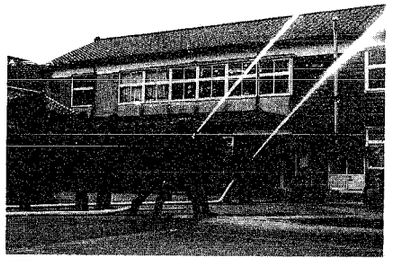

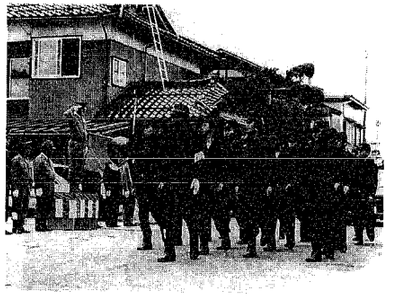

第一位　第三分団第三部（釣寄・釣寄新）

第二位　第一分団第三部

第三位　第二分団第二部（上曲通・下曲通）

また、当日表彰を受けられた人は、左記のとおりです。

（敬称略）

㈠　永年勤続表彰（大別当）

十年以上

丸山　知也・羽入　正志
斉藤雅美智・渡辺清一郎
関根　厚・星野　強
小武内昭一・小湊　正光
佐藤　基・佐藤　正行
北　幸栄・坂井　聡
瀬下　茂明・児玉　芳晴
高柳　清也

㈡　二十五年以上

村松　久栄

㈢　三十年以上

鷲尾　健治

国保だより

高額療養費貸付制度をご利用ください

村国保では、医療費の支払いが高額のため一時的に支払いが困難な場合に、費用の一部を貸し付けする制度を行っています。

貸し付けの額は、支払いの額から自己負担限度額を差し引いた額の九〇％以内で、無利子です。返済は、約二か月後に村国保から支給される高額療養費を充てることになります。

医療費の支払いにお困りのときなどはお気軽にご利用ください。

なお、自己負担限度額について平成三年五月から月額五万七千円が六万円に、低所得者の場合三万一千八百円が三万三千六百円に引き上げになりました。

また、医療機関によっては自己負担限度額の支払いで済ませることができる場合もあります。

詳しくは医療機関窓口もしくは役場国保係へお問い合わせください。

〔国保制度は住民の保険税（料）で支えられています〕

児童手当制度の改正!! 平成4年1月1日から実施

一人目のお子さんから受け取れます

子どもを健やかに産み育てるための環境づくりの重要な柱として、児童手当制度が改正されます。今回の改正では、いままで二人目のお子さんから支給されていた児童手当が、一人目のお子さんから支給されるようになります。

支給額は、一人目と二人目のお子さんが月額五千円、三人目以降のお子さんが月額一万円となります。支給期間も段階的に変更していき、最終的には、すべてのお子さんの支給期間が三歳未満となります。この改正は、平成四年一月一日から実施されます。

核家族化が進み、女性の社会進出が増え、出生率が低下している現在、子どもと家庭をめぐる状況は大きく変化しています。

こうした状況の変化を踏まえて、子どもを健やかに産み育てるための環境づくりを、総合的に進めていくことが課題となっています。なかでも、子育ての経済的な支援を行う児童手当制度は、こうした環境づくりの重要な柱として位置づけられます。

世代と世代がお互いに助け合う社会では、社会全体で将来を担う子どもたちを育てていくことが大切です。さらに、家庭で子どもを育てる機能が弱くなってきているため、育児に対してより積極的な支援をしていくことが必要です。

今回の児童手当制度の改正は、こうした世代と世代の助け合い、育児支援という考え方から行うものです。

月額で五千円で三歳未満まで支給されます

改正のポイントは、左記のとおりです。

①一人目のお子さんから、児童手当を受けられるようになります（現在は二人目のお子さんから）。なお、一人目のお子さんについては、平成三年一月二日以後に生まれたお子さんから、新たに支給の対象になります。

②手当の月額は、一人目と二人目のお子さんについて五千円、三人目以降のお子さんについては一万円になります（現在は、二人目のお子さんについて二千五百円、三人目以降のお子さんについては五千円）。

③手当を受け取ることができる期間は、三歳未満までとなります（現在は小学校入学前）。

児童手当の支給期間を三歳未満とするのは、左記のことを考慮したからです。

(ア)子どもが乳幼児の間は、人間形成として特に重要な時期であり、育児に手がかかり、子育てに専念しなければならないことが少なくないこと。

(イ)乳幼児や年少の幼児を養育する家庭は、両親とも年齢が若い場合が多く、収入が低い時期と考えられること。

支給期間の変更のため平成六年一月まで段階的に実施

新しい制度が実施されるのは、平成四年一月一日からですが、支給期間の変更に伴い、すでに手当を受けている家庭に配慮して、しばらくは左記のような措置が設けられます。

●平成四年一～十二月

一人目については、平成三年一月二日以後に生まれたお子さんが、二人目以降については、五歳未満のお子さんが支給の対象になります。

●平成五年一～十二月

一人目については、平成三年一月二日以後に生まれたお子さんが、二人目以降については、四歳未満のお子さんが支給の対象になります。

●平成六年一月以降

三歳未満のすべてのお子さんが、支給の対象になります。

また、今回の改正に伴い、新たに支給の対象となる一人目のお子さんをおもちの家庭は、前もって今年の十一月から申請することができます。なお、現在手当を受けている家庭は、今年の六月中に、現況届を提出する必要があります。

詳しくは、最寄りの市区町村の窓口にお問い合わせください。

●改正の主な内容●

		現　行	改正後
支給対象		第2子以降	第1子以降
支給期間		小学校入学前	3歳未満
支給額	第1子	――	5,000円(月額)
	第2子	2,500円(月額)	5,000円(月額)
	第3子以降	5,000円(月額)	10,000円(月額)